

# 養育費・親子交流に関すること

## 講座や相談支援・助成

離婚を考えた時や養育費の取決めをする時など、それぞれの段階のお悩みに応じた相談窓口・支援を活用することができます。

離婚を考えている方

離婚後の方

どのような取決めや手続きが必要なの？  
子どもに離婚をどう伝えよう？

離婚したときに養育費の取決めをしなかったがどうしたらいい？

離婚前後の  
親支援講座

▶ P11(1)

オンライン

離婚を考えている方

離婚後の方

養育費ってどれくらいもらえるの？  
離婚の悩みを聞いてほしい

養育費の未払い、減額・増額などの  
具体的な相談がしたい

家庭相談

▶ P12

子どものための  
養育費等個別相談会

▶ P11(2)

対面

オンライン

離婚後の方

公正証書や調停・審判で  
養育費の支払いを取決めをしたい

公正証書作成等  
費用助成

▶ P21(1)

離婚後の方

支払われていない  
養育費を確保したい

養育費強制執行等  
費用助成

▶ P21(2)

## (1) 養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成

養育費の取決めに要する公正証書の作成費用や家庭裁判所への申立てに係る費用を助成します。作成日から6か月以内の申請が必要です。

取り決め方法	対象費用	助成上限額
公正証書	公証人役場に支払った公証人手数料	49,000円
家庭裁判所の調停・裁判	収入印紙代、切手代、戸籍等必要書類取得費用	

詳しくはこちら▼



## (2) 養育費確保のための強制執行申立てにかかる費用助成

相手方と取り決めた養育費が支払われないときの強制執行の申立てに係る費用を助成します。申立てから6か月以内の申請が必要です。

	対象費用	助成上限額
着手金等	着手金、相談料、書類作成報酬	10万円
実費	収入印紙代、民事執行予納金、戸籍等必要書類取得費用、切手代	5万円

詳しくはこちら▼



【問合せ先】(1)(2) 子ども家庭課子ども・子育て支援担当 ▶ P41

## 養育費・親子交流に関する相談先



- 各総合支所子ども家庭支援課 ▶ P12
- 養育費・親子交流相談支援センター ▶ P13
- 東京都ひとり親家庭支援センター（はあと） ▶ P14